

ニュースター 第20号  
平成9年10月28日

## 日本精神保健看護学会

-The Japan Academy of Psychiatric and Mental Health Nursing-

事務局：  
〒150 渋谷区広尾4-1-3  
日本赤十字看護大学内  
(理事長 中山洋子)  
TEL：03-3409-0875  
FAX：03-3409-0589

### 第7回日本精神保健看護学会 総会・学術集会を終えて

平成9年7月5・6日の両日、第7回の学術集会が開催された。去年の北里大学から会場を新築の聖路加看護大学へ移しての試みであったが、盛況のうちに無事閉会することができた。聖路加看護大学は、お隣の聖路加国際病院や超高層ビルの聖路加ガーデンなど調和する荘厳な外観もさることながら、真新しい大理石の廊下や旧校舎から歴史を受け継いだ調度品が厳粛な雰囲気醸し出していた。加えて新校舎を借りての対外的なイベントは今回が初めてということもあり、学術集会の運営にあたったスタッフとしてはいつにない緊張を感じたものである。

当日は天候にも恵まれ（恵まれすぎてこの夏一番暑かった？）、2日間で予想を上回る311名の参加者（うち、会員182名、非会員129名）を迎えることができた。なかでも、一般演題発表は確実に質量とも充実してきており、活発な意見交換と討論がなされたとの感がつよい。1題につき発表15分、質疑15分という他の学会に比べれば時間をたっぷりとした発表形式もここにきてようやく参加者のなかに浸透し、苦勞しながらプログラムを組んだことが報われたと同時に、我々の意図したことが間違っていなかったという想いを新たにした。限られた会場の規模のなかで、第1回から続いてきたこの形式を維持し、なるべく沢山の演題が発表できるようなプログラムを作るのは、次回の学術集会企画委員の腕の見せ所といえよう。

残された問題や今後の課題が全くないわけではない。参加者に記入していただいたアンケートには、期待していたものと違っていたというご指摘も少なからずあったことは事実である。もちろん、臨床の看護者や教員に限らず広く精神保健に携わる者全般を対象にしている学会である以上、全員が満足する内容を2日間の学術集会だけで網羅することは非常に難しい。しかし、さらに時代や社会のニーズにそったテーマやプログラムを洗練していく必要があることは痛感している。学術集会以外でも様々な会員のニーズに応えられるような活動を積極的に展開していく必要性もあるだろう。

2回以上参加しているにもかかわらず、「入会したいが敷居が高い、自分は会員になる資格が十分でない、大卒でないと入会できない」と思っている非会員の方がいらっしゃることは、この学会のこれまでの広報活動に見直すべき点があることの示唆でもある。どうかこのニュースターを読まれている会員の近くにそういった方がおられたら、是非この学会の主旨および入会の方法などを正しくインフォメーションしていただきたい。

今回の総会では役員改選も行われ、稲岡理事長はじめ設立から今までの6年間、この学会を主導して下さった多くの先生方が役員をおやめになられた。この学会の設立は前回のカリキュラムの改訂で精神看護学の柱が立たなかった危機感が大きな動機になっていた。今回の改訂でようやく精神看護学

が独立できたのはそれらの先生方の努力によるところが大きかったことを思えば、単なる役員交代以上に感慨深いものがあり、心から「ご苦労様でした」と言いたい。今後は中山洋子理事長のもと、新体制で今後の学会運営にあたるわけだが、会員の皆様のより一層の主体的参加とご協力をよろしく願って第7回の学術集会の報告を終わりたい。

(第7回学術集会実行委員長 小林 信)

## 理事長退任に際してのつぶやき

前理事長 稲岡文昭

「精神看護領域にも学会を創ろうか」ということが話題になりはじめたのは、確か、精神障害者の人権擁護と適正な精神医療と保護の確保、ならびに社会復帰政策の推進を目的とした「精神保健法」が制定された頃(1988)だったと記憶している。まったくたわいのない夢のような話が日本精神保健看護学会の発起人会(1990)、設立総会及び第1回学術集会(1991)の開催と、一気に実現にこぎつけることができたのは、平成元年(1990)に改正された指定規則に「精神疾患と看護法(講義30時間、実習90時間)」が削除されたことによるエネルギーの存在であった。池田前副理事長は、昨年の学術集会の特別講演で“新カリショック”と称せられていたが、日本看護協会や厚生省のカリキュラム検討委員会に、南先生(現、兵庫県立看護大学学長)と一緒に働きかけてた私には、“やり場のない怒り”という表現の方が的を得ているように思う。

設立総会から2期6年間、理事長を務めさせていただいたのは、会員の皆様や役員からの多大なサポートのお蔭と厚く感謝している。この間、「精神保健法」は「精神保健福祉法」に、今年から実施される指定規則改正には、「精神看護学(講義4単位、実習2単位)」が必修科目として位置づけられるようになった。手放しで喜んでおられることではないが、精神科看護者としても、精神看護学教員としても、学会の理事長としても喜ばしいことである。

この6年間、理事長として日本精神保健看護学会に何をしてきたのかと自問自答してみると、残念ながら、「継続は力なり」という一言しか返ってこない。日本学術会議への登録、臨床で働く看護者と教育者・研究者との協働による生きた研究、精神障害者への直接ケアに携わる、いわゆる「精神科の看護者」と看護の対象への心のケアに携わる「一般科の看護者」との学問的交流など、当初の目標を達成したとは言い難い。これは一重にリーダーシップの欠如であると恥じ入っている。

日本学術会議への登録はよいとしても、「看護は実践の科学である」と信じる私にとっては、なんとしても明日の精神看護の質の向上には「生きた研究」が必要であると考え。「臨床は研究の宝庫」とよく言われるが、目に見えない精神現象をとらえ言語化するというのは、なかなか骨の折れる仕事である。言語化されてはいないが、臨床では「クリニカル・センス」や「クリニカル・スキル」が巧みに微妙に生かされたケアが実際に行われている。臨床家と教育・研究者がお互いに学び、学びあう姿勢と場を創っていくことが大切である。もう一つ気がかりなことは、“精神障害者への直接ケアの体験がなければ真の意味のリエゾン・ナースになれない”とか“身体的疾患患者への直接ケアの体験がなければ真の意味のリエゾン・ナースになれない”という議論に象徴されるように、つまり精神病患者へのケアと身体を病んだ者への心のケアは、どこかで異なっているという捉え方である。「精神科看護者」と「一般科看護者」とが多様な観点から語り合う、議論し合う、実証し合うという地道な作業の場の提供が待たれる。

今回選出された役員の平均年齢は、前役員に比べ5~6歳は若い。彼らの独創的な考え方、柔軟な判断力、若さあふれる行動力に期待したい。

## 日本精神保健看護学会のさらなる発展を求めて

理事長 中山洋子

精神保健法の施行から10年。精神保健法の5年後の見直しと障害者基本法の成立、そして精神保健福祉法への改正と、精神保健医療をめぐる社会的状況はめまぐるしく変化した。10年前には、11校であった看護系大学は今や50校を越え、1968年以来、看護婦養成所指定規則のカリキュラムの改正の度に問題になっていた「精神看護学」の独立も、今回の改正によって実現した。ふりかえってみれば、日本精神保健看護学会は、精神保健医療の変革の始まりとともに歩んできたと言っても過言ではない。

この学会の設立当時、看護職能団体の活動を支え、看護の質を少しでも上げたいと思っていた私には、精神保健看護領域の学術的な学会をつくることの意義はあまりみいだせていなかった。しかし、1988年秋からの3年あまりの米国留学を終え、再び教育の場に戻ってきたとき、状況は大きく変化していた。とりわけ、日本看護協会の専門看護師制度が動き始め、領域の認定作業が行われたとき、精神看護が専門領域の学会をもっていたことは、非常に大きな力であった。また、精神保健法の改正のなかで議論された精神科ソーシャルワーカーおよび臨床心理技術者の資格制度の問題について、看護職の見解として調査研究に基づく報告書を作成したのは、稲岡理事長を委員長とする本学会のプロジェクトであった。

このように日本精神保健看護学会は、社会の動きに大きな影響をもちながら活動し続けたのである。

私は、3年間の学会の副理事長を経て、この7月より理事長の大役を引き受けることになった。私自身、東京から福島に職場を移し、新設の看護学部づくりに取り組んでいる時期だけに、能力、エネルギーなどいろいろな面での不安はある。これまでの理事の方々が築かれてきた基盤と11人の新しい理事の協力によって、前向きにすすんでいこうと思っている。率直に言えば“前進あるのみ”の心境である。

過去にはあまりこだわらずに新しい体制で新しい発想のもとに学会が運営されていけばいいと思っているが、ただ一つだけこだわり続けたいことがある。それは、参加型の学会にしたいということである。一見、当たり前のようにも思えるが、3年前、学会活動に参加して、ワークショップ、実践報告など、会員が受け身ではなく参加しているという点は、私にとって印象深かった。総会の参加が少ないのはどこの学会でも同じであるが、学会自体が手作りということもあって、参加者の顔が見えると言うことが私には新鮮であった。

新しい理事会には現在、450人の会員を500人以上に増やすという目標はあるが、学会の参加を通して、人と人とのネットワークが広がっていくようになっていくことを何よりも願っている。そして、学会活動の内容の充実とともに精神保健看護領域のopinion leaderとしての役割を担えるようにしたいと考えている。そのためにも、このニュースレターに会員の方々からの意見が多く寄せられることを期待している。

### 新理事の役割

平成9年度第1回理事会（7月29日）において、理事長推薦理事として、小宮敬子氏（日本赤十字看護大学）、江波戸和子氏（聖路加看護大学・大学院）の2名が推薦され了承された。

また、各理事の役割分担が以下のように決定された。

企画委員会	委員長：羽山由美子	委員：安藤幸子、瀧川薫、江波戸和子
編集委員会	委員長：田中美恵子	委員：岩瀬信夫、中山洋子
教育活動委員会	委員長：小林 信	委員：岡谷恵子
事務局	武井麻子（副理事長）、荻野雅（庶務）、小宮敬子（会計）	

## 第8回日本精神保健看護学会総会・学術集会のお知らせ

第8回日本精神保健看護学会総会・学術集会は、下記のように開催される予定です。期日・場所の正式な決定は、1月発行の次号ニュースレター（第21号）でお知らせ致します。

とき（予定）：平成10年6月6日（土）・7日（日）

ところ（予定）：聖路加看護大学

### 《一般演題募集について》

当学会では、発表の場での会員相互の意見・情報の交換、交流を重視し、参加型の学会として十分なディスカッションの時間を設けております。萌芽的研究、実践報告など、研究として発展段階にある演題も大いに歓迎しております。

会員の皆様の日ごろの研究・実践の成果を発表する場として、どうぞふるってお申し込みください。

1. 発表ご希望の方は、次号（第21号）ニュースレターに同封のハガキにて、演題名をお申し込み下さい。（平成10年2月16日必着）
2. 演題名を登録された方には、のちほど抄録用原稿用紙をお送り致します。抄録のメ切は平成10年3月16日（必着）です。

## 事務局だより

○平成9年度の会費納入をお願いします。

同封しました振込用紙をご利用の上、近日中に平成9年度会費7,000円をお振り込み下さい。なお、平成7年度、8年度の会費が未納の方は9年度と併せて21,000円、平成8年度会費未納の方は14,000円をお振り込み下さい。あなたの会費納入状況は封書の表、ネームタックの下に記されております。ご確認の上、至急お振り込み下さるようお願い致します。

○新規会員の入会を受け付けております。

平成9年度からは精神看護学のカリキュラムも立ち、精神看護学の重要性はますます高まっています。当学会も会員数468名となり、あともう少しで日本学術会議へ学術団体として登録するために必要な会員数500名に達します。入会のしおり、入会申込書を同封致しました。

精神保健看護に関心をお持ちの方に、是非、お声をおかけ下さい。

なお、学会員の推薦者にお心当たりのない方は、事務局がご紹介致しております。

○事務局の体制について

第3期役員改選により、長年理事長を務めて下さった稲岡文昭氏（日本赤十字看護大学）に代わり、中山洋子氏（福島県立大学整備室）が第3期理事長となりました。

事務局は引き続き、日本赤十字看護大学内に、日本精神保健看護学会事務局としてとどまることになりました。理事長は福島に、事務局は東京に、という体制となりましたが、事務局には武井麻子副理事長、会計の小宮敬子理事、庶務の荻野雅理事、委嘱事務員の桜井敏子さんの4名がおり、理事長との連絡も密に行っております。

当学会についての問い合わせは引き続き下記の事務局へご連絡願います。なお、事務局には専任の事務員はおりませんので、連絡の際は文書かFAXでお願い致します。

事務局の連絡先： 日本精神保健看護学会事務局

〒150 渋谷区広尾4-1-3 日本赤十字看護大学内

tel 03-3409-0722 fax 03-3409-0589

編集委員：田中美恵子、岩瀬信夫、中山洋子、若狭紅子、川添由紀、青本さとみ